

特定水産物供給平準化事業における調整保管要望書の受付けについて

1. 概要

特定水産物供給平準化事業は、国産水産物の安定的供給等に資するため、漁業者団体等（事業実施者）が水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者の求める時期に販売する事業です。

各事業実施者は、事業実施計画の策定に当たり、水産加工業者の皆様から対象水産物の調整保管要望書の提出を受けることとされています。

事業実施者	対象水産物
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 全国水産加工業協同組合連合会 日本遠洋旋網漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合 日本かつお・まぐろ漁業協同組合	さば、さんま、いわし、あじ、かつお類、たら類、ぶり類、乾のり、さけ

2. 調整保管要望書の提出方法

- (1) 事業実施者から対象水産物の供給を受けることを希望する水産加工業者の皆様は、別紙様式により調整保管要望書を事業実施者に提出することができます。
- (2) 調整保管要望書の記載方法等については、各事業実施者にお問い合わせ願います。
なお、要望書の提出を受けた事業実施者から、資料の提出をお願いすることがあります。

3. 事業実施者は、提出された調整保管要望書を参考にして対象水産物を調達することになりますが、事業の予算、今後の水揚げの動向等に応じて調達するため、要望書を提出いただいても、そこに記載された内容での水産物の供給が確約されるものではありませんので、御承知おき願います。

別紙

令和8年度調整保管（特定水産物供給平準化事業）要望書

番 号
令和8年 月 日

事業実施者 殿

住 所
名称及び代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の3-1-(2)の1の(2)のウの(ア)の規定に基づき、下記のとおり調整保管を要望する。

記

1 水産物について

- (1) 魚種名

- (2) 調整保管数量

- (3) その他（保管形態、品質、サイズ等）

2 販売について

- (1) 販売希望月及び希望月別数量

- (2) その他